

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月24日	
(あて先) 宇都宮市長 佐藤 栄一 殿	
提出者	
住 所	栃木県宇都宮市竹林町911番地1
氏 名	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 栃木県済生会宇都宮病院 院長 野間 重孝 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	028-626-5500
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会宇都宮病院
事業場の所在地	栃木県宇都宮市竹林町911番地1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数644床
③従業員数	1,641人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	400.45 t	
	(これまでに実施した取組) 感染性廃棄物はその容器ごと処分されるため、一部の感染性廃棄物の容器を重量のあるプラスチック製のものから比較的軽量のダンボール製のものに変更し、排出量の減量を継続している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	395 t	
	(今後実施する予定の取組) 関係法令等の遵守を前提として、現在、感染性廃棄物として処分しているものを見直し、分別可能なものを抽出して、分別方法を改めることにより、感染性廃棄物の排出量の削減に努める。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物分別一覧表（写真付き）を新たに作成し、職員専用の掲示板に掲示するとともにハウスキーピング委員会で委員から職員全員に周知を促している。また、新規採用職員等に対して廃棄物分別一覧表に基づいた分別方法を教示することにより、感染性廃棄物の分別廃棄の意識付けを行っている。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の現状の対応を継続するとともに、感染性廃棄物の分別廃棄の意識づけをより強くするために、職員用の掲示板に定期的に分別の徹底を促す内容の掲示を行う。		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	全処理委託量	400.45 t
	優良認定処理業者への処理委託量	400.45 t
	再生利用業者への処理委託量	78.901 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	356.055 t
	(これまでに実施した取組)	

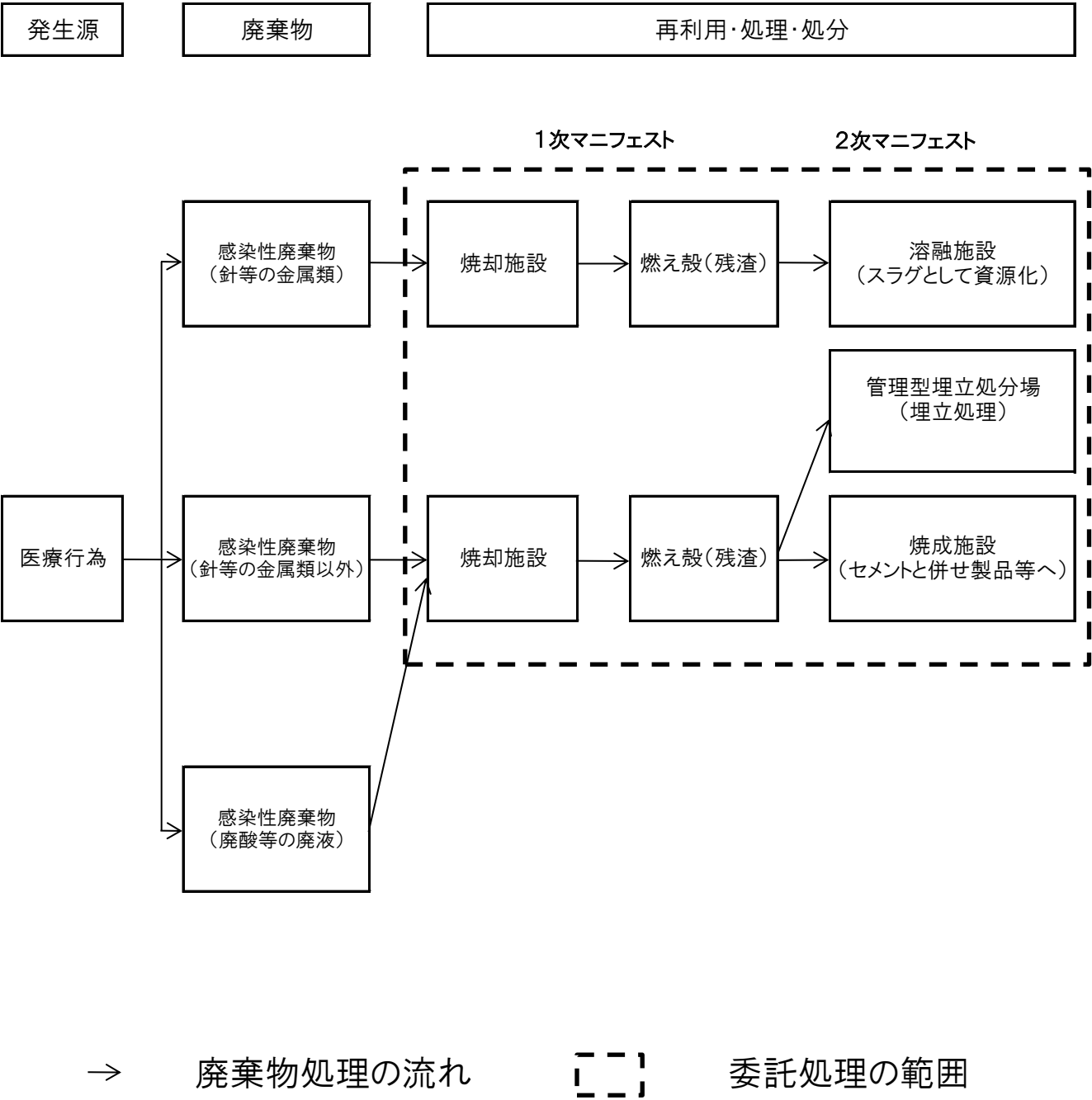
(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		感染性廃棄物
	全 処 理 委 託 量		395 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量		395 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量		
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		400.45 t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

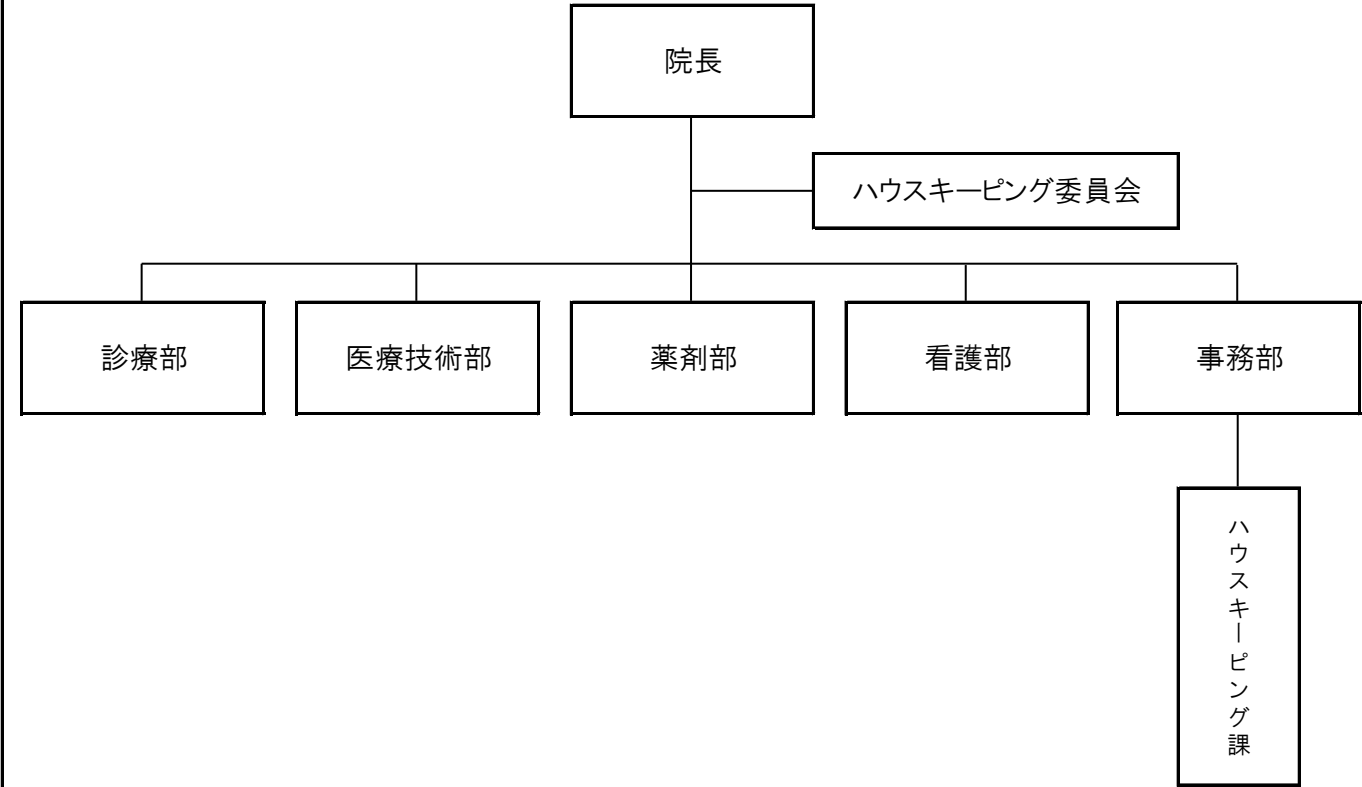
特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)処理フロー図(現状)



< 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 >
 管理体制図

統括責任者		病院長
廃棄物担当		組織名：事務部ハウスキーピング課 組織人数：3名
役割	廃棄物処理統括責任者	○ 廃棄物処理計画、処理方針の策定 ○ 廃棄物管理規程の策定、改廃 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	ハウスキーピング委員会	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物処理方法、廃棄物処理委託先の検討、適正処理の推進 計画的な廃棄物の管理運営を行う上で重要な事項を検討する。 ○ 廃棄物処理計画の作成 ・委員長－副院長 ・委員－関連部署各部長、課員 ・事務局－事務部ハウスキーピング課
	ハウスキーピング課 (廃棄物管理担当課)	○ 廃棄物管理状況の把握と処理方法の改善策の検討 ○ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の管理 ○ 処理業者の調査及び管理 ○ 委託契約に関する事務管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 関連部署への廃棄物分別方法等の連絡及び調整 ○ その他廃棄物に関する事項

廃棄物管理組織図



ハウスキーピング委員会構成表

令和6年4月1日現在

委員長	診療部	副院長
副委員長	事務部	ハウスキーピング課長
委員	診療部	内科系診療部長
	//	外科系診療部長
	看護部	看護部長
	//	感染管理担当看護師
	薬剤部	薬剤部長
	//	感染管理担当
	医療技術部	医療技術部長
	//	医療技術部副部長兼臨床検査技術科長
	事務部	事務部長
	//	事務部副部長
事務局	//	ハウスキーピング課員

緊急時の連絡体制

